

みやぎヘルスサテライトステーション実施要綱

(目的)

第1 宮城県では、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合が高い、塩分過剰や歩かない人が多いなど、解決すべき健康課題は多い。

これらの課題を解決するため、平成28年2月、「スマートみやぎ健民会議」を設立し、企業・医療関係団体・大学・市町村等と連携して県民の健康づくりの後押しを行う体制を整えた。現在、「スマートみやぎ健民会議」を核とした健康づくり県民運動を展開しているが、より一層の県民の健康づくりの推進に当たり、日常生活における健康づくり環境を整備することが必要となる。

本事業は、健康づくり県民運動の一環として、企業・団体による環境整備を支援することで、買い物等の日常生活の中で個人の健康づくりの実践をサポートする身近な拠点である「みやぎヘルスサテライトステーション」を県内に拡大することを目的とする。

(定義)

第2 「みやぎヘルスサテライトステーション」とは、次のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 宮城県内にあること。
- (2) 幅広い年齢層で不特定多数の県民が利用し、又は今後利用する見込みであること。
- (3) 次のイが実施され、かつ、次のロからニまでのいずれかが実施されること。

イ 健康情報の発信

健康情報コーナーを整備し、県が指定するポスター、パンフレット、その他の物品等を配架し、若しくは設置し、又は県が指定する映像を放映する等により生活習慣改善等健康づくりに関する情報提供を行う。

ロ 健康チェック・測定

健康測定機器等（血圧、体組成計、肌年齢、血管年齢等）を設置する健康情報チェックコーナーを整備し、利用者がセルフチェックにより自身の健康度を確認できる。

ハ 健康イベントの開催

施設を利用した県民が参加可能な、次に掲げるイベントを定期開催する。

- (イ) 健康・栄養・運動相談の開催
- (ロ) 健康づくりに関するレッスンの実施
- (ハ) 企業・団体とのタイアップによる健康イベント
- (ニ) その他県民の健康づくりに寄与するイベント

ニ その他

その他、県民の健康づくりの推進に寄与する取組を実施する。

- (4) その施設を運営する者が、その施設について、県の認証を受けていること。

(認証の対象等)

第3 第2(4)の認証の申請をできる者は、民間企業、NPO法人その他の法人で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県税その他租税を滞納していないこと。
- (2) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと、及び暴力団・その構成員(かつて構成員だった者を含む)・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している状況でないこと。

(認証の申請等)

第4 認証の申請をする者は、みやぎヘルスサテライトステーション認証申請書(様式第1号)に自己申告書(様式第2号)を添付して知事に提出するものとする。

(審査及び認証)

第5 知事は、第4の申請書類を審査し、対象施設が第2(1)から(3)までに該当し、かつ、申請者が第3の要件を満たすと認められる場合には、みやぎヘルスサテライトステーション認証施設台帳に登録するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を行った場合は、登録された者に対して、その旨を通知(様式第3号)するとともに、認証表示物を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査に必要と認められる場合には、申請者に対し電話確認や訪問等によるヒアリング等の調査を行うものとする。

(認証施設等の公表)

第6 知事は、第5第1項の規定により登録された施設(以下「認証施設」という。)及び登録された者(以下「認証団体」という。)の名称・所在地等について、宮城県のホームページで公表するものとする。

(認証団体の責務等)

第7 認証団体は、知事から交付された認証表示物を、認証施設を利用する者の目に触れる場所に設置するものとする。

- 2 認証団体は、認証施設の案内表示等において「みやぎサテライトステーション」の名称を使用することができる。
- 3 認証団体は、毎年度、当該年度の翌年度の4月末日までに、当該年度の取組状況について、みやぎサテライトステーション活動状況報告書(様式第4号)により知事に報告するものとする。

4 認証団体は、自ら又は認証施設となるその支店又は従たる事務所等が、スマートみやぎ健民会議会則（平成27年12月18日施行）第4の会員になるよう努めるものとする。

（変更の届出及び辞退）

第8 認証団体は、次に掲げる事項に変更があった場合には、みやぎヘルスサテライトステーション認証変更届出書（様式第5号）により、当該変更が生じた日から1月以内に知事に届け出なければならない。

（1）認証施設又は認証団体の名称

（2）代表者の職氏名

（3）認証施設又は本社の所在地

（4）担当者の名称

（5）認証施設が有する機能

2 認証施設が認証基準を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、直ちにみやぎヘルスサテライトステーション認証辞退届出書（様式第6号）により知事に届出をし、認証表示物を返納しなければならない。

（認証の取消し）

第9 知事は、認証施設が第2の要件に該当しないと認められるとき、又は認証団体が第3の要件に該当しないと認められるときは、当該認証施設の認証を取り消すことができる。この場合において、認証が取り消された団体は、既に受領した認証表示物を返納しなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。